

## インドネシア・東ヌサテンガラ州・エンデ県とシッカ県でのフィールド調査

杉島敬志<sup>1</sup>

調査期間： 2015年6月8日～8月28日  
国／地域： インドネシア・東ヌサテンガラ州のエンデ県とシッカ県  
調査テーマ： Anthropological Research on the Origin Myths of Traditional Political Divisions (Tanah Persekutuan) in Central Flores, Nusa Tenggara Timur  
事例の特徴： これまで経験したことのない事態や状況にカウンターパートの協力をえて対処した。

### 2015年1月6日（火）

インドネシアで調査をおこなうための許可申請は、しばらく前から、ウェブ申請だけを受け付けている。

調査許可の申請先は RISTEK (Kementerian Riset dan Teknologi: インドネシア科学技術省) と呼ばれることが多い。しかし、ここでは Secretariat of the Coordinating Team for Foreign Research Permit を、この事務局がよく使う略称にならい、FRP secretariat と言及する。省庁名が改称され、RISTEK ではなく、RISTEKDIKTI (Kementerian Riset Teknologi dan Pendidikan Tinggi) となったからである。もうひとつの理由は、(monthly meeting など) FRP secretariat が事務局となって開催される調査許可関連の会議には RISTEKDIKTI 以外の省庁も参加することにある。

調査許可のウェブ申請をおこなうために、自分のアカウントをつくろうとして必要事項を記入し、つぎの段階に進もうとするところで、画面がつぎのような状態でかたまった。

<http://frp.ristek.go.id/>

The screenshot shows the RISTEK online application portal. At the top, it says 'KEMENTERIAN RISET DAN TEKNOLOGI REPUBLIK INDONESIA' and 'RISTEK'. The main heading is '- FOREIGN RESEARCH PERMIT - ONLINE APPLICATION'. The user is logged in as 'Takashi Sugishima'. Below this, there is a table of application details:

Application no. (user ID) :	
Date of application :	Tuesday, 6 January 2015 (09:25 WIT)
Researcher :	Takashi Sugishima (Japan)
Project title :	Anthropological Research on the Origin Myths of Traditional Political Divisions (Tanah Persekutuan ) in Central Flores, Nusa Tenggara Timur

Below the details is a 'PRESENT STATUS' section with a list of steps:

1. Confirmation by the applicant	X	[ unconfirmed ]
2. Revision by the applicant	X	[ not yet open ]
3. Required documents	X	[ not yet open ]
4. Pre-approval	-	-
5. Final approval	-	-
6. Payment by the applicant	-	-
7. Follow-up reports by the applicant	-	-

At the bottom, there is a 'refresh this page' button and a footer that says 'Developed and hosted by TGJ LIPI Copyright © 2005-2015 Ristek'.

<sup>1</sup> 京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科教授

最近、ウェブ申請をおこない、調査許可を取得した経験のある同僚の鈴木遥さん（京都大学 学際融合教育研究推進センター 総合地域研究ユニット 臨地教育支援センター）から、この時点でいくつかのアドバイスをえた。そのうえで、とりあえず一日まってみることにした。これ以外にも、鈴木さんからはビザの取得にいたるまで、何度も有益な情報とアドバイスをいただいた。この機会に感謝の意をあらわしたい。

#### 1月7日（水）

一日たっても状況は改善しなかった。調査のカウンターパートになっていただいているインドネシア国立科学院の JH 氏から FRP secretariat に電話をかけてもらい、FRP secretariat にメールで申請書類を送ることの許可をえた。そのうえで申請書類をメールの添付ファイルで送信した。

このほかにも書類内容が読み取りにくいほど軽くした画像ファイルをアップロードする必要があるなど、ウェブ申請システムの諸問題は、FRP secretariat でも承知しており、近いうちの改訂を計画中である<sup>2</sup>。

#### 2月2日（月）

JH 氏からメールがあり、1月7日に提出した調査許可申請が monthly meeting で認可されたことが知らされた。FRP secretariat からも連絡があるので、それまでまつようにとのことだった。

#### 4月21日（火）

だが FRP secretariat からの連絡がなかった。どのような進捗状況か JH 氏から FRP secretariat に問い合わせさせていただいた。返事は以下のようなものだった。

（FRP secretariat から）入国管理局へのビザ発給依頼がオンライン化され、一日あたりの発給依頼受付数に制限があることにくわえ、オンライン上での発給依頼がうまくいかない場合がある。そのため、出発を予定している6月1日までにビザが送れない可能性があり、「社会文化ビザ」（visa sosial budaya）で入国し、10日ほどかけてビザを切り替える手続きをおこなう方式もある。

その後も FRP secretariat からの連絡はなく、数週間がすぎていった。

#### 5月12日（火）

これ以上まつと、研究計画に支障をきたす時期になったので、社会文化ビザ申請用の招聘状を書いていただきたいむねの依頼を JH 氏にメールで送る。

#### 5月18日（月）

JH 氏から、FRP secretariat が入国管理局にビザの発給依頼がおこなったことを知らせるメールが送られてきた。

---

<sup>2</sup> 2015年8月25日 FRP secretariat でできく。

## 5月21日（木）

FRP secretariat から、調査が許可されたことを知らせるメールが送られてきた。このメールに添付されて、①Penyampaian Teleks Otorisasi Visa 315（インデックス 315 のビザの発給依頼を入国管理局におこなったことを知らせる）在大阪インドネシア共和国総領事館（以下「領事館」）宛てのレター、②入国管理局から一時滞在ビザ（visa tinggal terbatas）を領事館あてに送ったことを RISTEK<sup>3</sup>に知らせるレター、のスクリーン画像が送られてきた。

これらの紙媒体のレターを見るかぎり、ビザの発給プロセスのどこがオンライン化されたのかを理解することはできなかった。

## 5月25日（月）

ビザ取得申請のために領事館を訪問する。持参した書類は以下のとおり。

- (1)申請書 1 通（領事館指定の申請用紙に手書き記入したもの）
- (2)パスポート
- (3)背景赤の顔写真 1 枚（縦 4cm x 横 3cm）<sup>4</sup>
- (4)上記①と②のプリントアウト
- (5)大学院アジア・アフリカ地域研究研究科東南アジア専攻長からの英文推薦状
- (6)旅券 ID ページのコピー（A4 サイズの用紙を使用）
- (7)英文経歴書（当館指定の用紙）
- (8)往復航空券予約確認書
- (9)一時滞入国査証申請料金

総領事館のウェブサイトには、上記(4)と(5)のあいだに、「インドネシアの業務取引先からの英文招聘状」1 通とあるが、①がそれに該当すると考え用意していかなかった。

領事館のビザ取得申請窓口では「インドネシアの業務取引先からの英文招聘状」に相当する書類の提出を求められた。従来からそうしたレターを提出したことがなく、①がそれに該当することを主張したが、交渉の余地はなかった。

6月1日のインドネシアへの出発便をキャンセルし、出発を1週間遅らせるとともに、領事館のウェブサイトにある英文招聘状のひな形を参考に、下のような内容の書類の作成をメールで JH 氏に依頼した。

\*\*\*\*\*

**Graduate School of Asian and African Area Studies**

**Kyoto University**

**General Research Bldg. No.2**

**Yoshidahon-machi, Sakyo-ku, Kyoto**

---

<sup>3</sup> この書類の宛先は、FRP secretariat や RISTEKDIKTI ではなく、Kementerian Riset dan Teknologi となっていた。

<sup>4</sup> 調査許可申請書類の作成段階で、このほかのサイズでも顔写真をプリントしておき、インドネシアに持参した。

606-8501, Japan

Dear Sirs,

Re: Invitation Letter

We hereby invite your faculty member, Prof. Sugishima, to Indonesia for the purpose of conducting anthropological field research mentioned below.

Full Name: Takashi Sugishima  
Passport No.  
Position: Professor  
Graduate School of Asian and African Area Studies, Kyoto University  
Title of Research: Anthropological Research on the Origin Myths of Traditional Political Divisions (Tanah Persekutuan) in Central Flores, Nusa Tenggara Timur  
Duration of Research: From June 8th, 2015 to August 28th, 2015  
Reference: カウンターパート氏名  
所属  
住所  
電話番号

In this connection please be informed that we will undertake all responsibilities as Prof. Sugishima's research counterpart during the period of his stay in Indonesia.

With our best regard,

May 26th, 2015

サイン カウンターパート機関印  
カウンターのパート氏名

\*\*\*\*\*

5月27日(水)～28日(木)

再度、ビザ取得申請をおこない、問題なくビザを取得。

6月8日(月)

ジャカルタ着。空港の手荷物受取所近くのショップで Telkomsel の sim カードを購入。携帯に挿入し、通話とデータ通信が可能であることを試してから空港を出る。

6月9日(火)

始業開始まもない FRP secretariat に到着。

調査許可制度の評価シートに記入しながら、ジャカルタではなく、地方の入国管理局で

の KITAS (Kartu Ijin Tinggal Terbatas 一時滞在許可書)<sup>5</sup>取得を試したいので、東ヌサテンガラ州・シッカ県の首都マウメレ市にある入国管理局 (Kantor Imigrasi Klas II Maumere) に KITAS 発行依頼書を書いていただきたい意思を伝える。

ウェブに掲載されているマニュアルには、調査許可費 (Research Permit Fee in Indonesia) は米ドルだでの料金が書かれているが、現在はルピア支払いになっている。RISTEKDIKTI に限らず、インドネシア政府への支払いはすべてルピアでおこなわれることになっている。

2×3cm の顔写真 1 枚、4×6cm の顔写真 1 枚を提出。応対していただいた FRP secretariat の担当者から、ビザのオンライン化で何が変わったかの概略を知る。

- (1) (FRP secretariat が) 入国管理局におこなうビザ発給依頼がオンライン化された。
- (2) オンラインで入国管理局に発給を依頼できるビザの数には制限があり、インドネシア全体で一日に 500 件だったが、先月末に 800 件となった。これで FRP secretariat が苦労していたビザ発給の「ボトルネック」問題はほぼ解消した。

情報共有のために、インデックス 315 のビザ取得の際、在大阪インドネシア領事館で Invitation Letter が要求されるようになったことを伝える<sup>6</sup>。

インドネシアでは航空券やホテルの宿泊をネットでおこなっているが、どの予約購入サイトがいいかをたずねる。Traveloka がよく使われているとのことだった<sup>7</sup>。

これらのことをきくうちに、つぎの書類が用意された。

- ①調査許可状 (Surat Izin Penelitian) とそのコピー
- ②SKJ (Surat Keterangan Jalan) 発行依頼状、宛先 : KABAINTELKAM POLRI
- ③SPP (Surat Pembelitan Penelitian) 発行依頼状、宛先 : Direktorat Kewaspadaan Nasional, Ditjen Kesatuan Bangsa dan Politik, Kementerian Dalam Negeri
- ④KITAS (Kartu Ijin Tinggal Sementara) 発行依頼状、宛先 ; Kepala Kantor Imigrasi Kelas II Maumere
- ⑤カウンターパート (所属機関長) 宛協力依頼状
- ⑥Kartu Ijin Peneliti Asing<sup>8</sup>

これらの書類とカードの取得後、SKJ を申請するために、KABAINTELKAM POLRI にむかう。

**10:00** KABAINTELKAM POLRI に到着し、申請書に記入し、FRP secretariat からの

---

<sup>5</sup> 正式には Kartu Ijin Tinggal Terbatas Elektronik (e-KITAS)

<sup>6</sup> これをきいた FRP secretariat 担当者の反応をここには書かない。ビザ取得申請時に、領事館は必要に応じて、上記(1)~(9)以外の書類を要求できることになっている。

<sup>7</sup> 今回の調査では Traveloka を主に使ったが、価格を比較し、適宜、他の予約サイトや旅行業者を併用した。

<sup>8</sup> ここに先ほど提出した 2×3cm の顔写真が貼られている。同時に提出した 4×6cm の写真は FRP secretariat 内で使われるフォームに使われるので、もどってこない。

依頼状、顔写真（4×6cm）2枚を提出。11時には出来上がるとのことなので、1時間ほどまつことにし、そのあいだ、上記①調査許可状のコピーを何部かつくるために、構内の生協にむかう。

SKJを受け取り、ふたたび先の生協でSKJのコピーをつくり、その足でSPPの発行を申請するために内務省にむかう。雨で渋滞がひどくなり、内務省入って正面1階の受付（Ruang Registrasi Konsultasi）に到着すると12:15になっている。昼の休憩時間に入っており、13:00に再訪するようにいわれる。内務省内裏手のフードコートで昼食。

**13:00** あらためて受付で目的を伝えると、入り口を出て左2つ隣のドアから入る Unit Layanan Administrasi にいくように指示される。

そこで来訪の目的を再度伝えて少しまつと、名前が呼ばれ、受付デスクに案内される。FRP secretariat からの依頼状、SKJ コピー、顔写真（4×6cm）2枚を提出すると、SPPは翌週の火曜日16日に出来上がるので、再訪するようにいわれる。

以前は翌日か翌々日にはSPPを取得できたので、できるだけ早期の発行をお願いしてみたが、交渉の余地はなかった。

FRP secretariat によると、署名をおこなう役職者が1ランク上がったために、現在では5日ほどかかるようになっているとのことである。

内務省の正面受付で雨宿りしていたが、小降りになったので、内務省を出発し、14:30にFRP secretariat を再訪。SPPの発行が1週間かかるので、Mauwere でKITASを取得するのではなく、中央ジャカルタ入国管理局でKITASを取得するために、上記④のKITAS発行依頼状を返却し、宛先を中央ジャカルタ入国管理局に書き直してもらう。

それとともに、最近、中央ジャカルタ入国管理局で要求されるようになった新しい書類の雛型のコピーをもらう。その電子版をわたしの調査カウンターパートであるJH氏にメールで送っていただく。またJH氏の携帯に電話し、対応をお願いする。FRP secretariat の担当者もJH氏と電話で話し、わたしの説明をおぎなっていただく。

この方針転換は、内務省のSPPをまつあいだ、KITASを中央ジャカルタ入国管理局に申請すれば、SPPとKITASの双方を同時期にジャカルタで受け取ることができ、時間を効率的に使えらると思ったことによる。しかし、必ずしもそうはならなかった。

## 6月10日（水）

**08:30** ダメもとというより、事前に書類をもらうために、中央ジャカルタ入国管理局4階奥のカウンターで来訪の目的を伝える。

2種類の申請用紙（KITAS申請書：Formulir izin tinggal terbatas dan tetap、複数回出入国許可申請書：Formulir izin masuk kembali dan pemulangan）をわたされたので記入する。この2枚の申請書からわかるように、現在KITASは、複数回出入国許可申請と抱き合わせになっている。

申請用紙に記入後、KITAS申請担当者に、必要事項を記入した上記2種類の申請書、パスポート、写真1枚（4×6cm）、ビザ取得時に作成したJH氏のInvitation Letterを提出した。だが、昨日、FRP secretariat でいわれたとおり、カウンターパートの保証書 Surat Jaminanが必要といわれる。また、この書類はインドネシア語で書かれていなければならないこと、6,000ルピアの印紙を貼ること、カウンターパートのKTP（IDカード）のコ

ピーも添付することが指示される。

明日 08:30 に書類を提出すれば、翌週の金曜日に KITAS が発行されることなどが知らされる。

一瞬、Maumere で KITAS を取得すべきかとも考えたが、申請書類が変化しつつある時期に、カウンターパートから遠く離れた Maumere の入国管理局で KITAS 申請をおこなうことに伴うリスクを考え、ジャカルタ滞在が長引いても、中央ジャカルタ入国管理局で KITAS を取得することが無難であると考えた。

長年ジャカルタで会社勤めをしている複数の日本人から、入国管理が厳しくなっていること、また、官憲に KITAS の提示を求められ、所持していない場合には罰金の支払いを求められる事案が発生していることなどをきいた。

14:00 JH 氏の研究室を訪問し、以下のような内容の書類を作成していただく。

\*\*\*\*\*

#### SURAT PERNYATAAN DAN JAMINAN

Yang bertanda tangan di bawah ini:

Nama : 氏名  
Instansi : 所属機関名  
Jabatan : 職名  
Nomor KTP : 住民登録証番号  
Alamat Kantor : 所属機関住所  
Alamat Rumah : 自宅住所  
Nomor HP : 携帯電話番号

Menunjuk pada data orang asing di bawah ini:

Nama	Warga Negara	Nomor Paspor
Prof. Dr. Takashi Sugishima	Jepang	xxxxxxxx

Saya menyatakan:

1. bahwa data dan /atau dokumen/surat yang dilampirkan sebagai persyaratan dalam permohonan ini adalah benar baik isi maupun prosedurnya;
2. bahwa yang bersangkutan selama berada di Indonesia tidak melakukan kegiatan yang berbahaya atau diduga akan berbahaya bagi keamanan dan ketertiban umum atau melanggar peraturan perundang-undangan yang berlaku;
3. bahwa yang bersangkutan tidak akan menyalahgunakan izin keimigrasian yang diberikan.

Demikian surat pernyataan dan jaminan kami buat sesuai dengan data yang benar agar dapat dipergunakan

sebagaimana mestinya.

Jakarta 10 Juni 2015

収入印紙 6,000 ルピア カウンターパート所属機関印

サイン

カウンターパート氏名

\*\*\*\*\*

6月11日(木)

**08:30** この JH 氏の保証書とともに、KITAS 申請書類一式を中央ジャカルタ入国管理局に提出する。しかし、指紋・サインの採取と顔写真撮影はおこなわれなかった。月曜に再訪するよういわれる。提出書類のデータ入力が必要とのことだった。ここで今週の調査許可関係の仕事は終わりになる。

中央ジャカルタ入国管理局を出て、バイクタクシーで中央統計局 (Badan Pusat Statistik) に移動し、統計資料を閲覧。

6月15日(月)

**08:00** 中央ジャカルタ入国管理局に到着する。指紋採取室に入り、名前と用件を伝える。しかし、指紋採取室入って左手のファイルボックスに、入力処理済みのわたしの申請書類はなかった。

KITAS 申請受付担当者がまだ着座していないので、別の係の人にお話しし、先週提出した申請書類一式を探してもらい、WASDAKIM という名前の部屋にもっていき、入力処理が済むまで部屋の中でまつ<sup>9</sup>。

入力してもらおうと、申請書類をもって、カウンターにいき、さきほどの別の係りの人にお話しして、事務処理を頼む。その後、ピンク色の紙片とともに4階一番奥右手にある窓口で1,305,000 ルピアの料金を支払う。

このとき入国管理局のオンラインシステムに障害がおこり、オンラインでおこなわれている仕事すべてストップする。料金支払いに関わる処理も、領収書のプリントもできない。近くにいた入国管理手続きを請け負うエージェントが、領収書なしに書類を処理してもらおう方法を教えてくれたが、そこまではする必要はないと考え、システムが回復するまで20分ほど、電波状態のいい4階奥の開いている窓際に移動し、ネット通信で別の仕事をす

る。  
システムが回復し、プリントされた領収書を窓口で受け取り、先ほどの係りの人に見せると、申請書類を処理してくれ、入り口階段に近い指紋採取室の前で名前が呼ばれるのをまつようにいわれる。

15分ほどまつうちに、自分の名前が誤読されたように感じたので、とりあえず中に入っ

---

<sup>9</sup> WASDAKIM は入国管理局用語だと思うが、Pengawasan Keimigrasian の略称であることを教わる。

てまつ。その後、やはり自分の名前が呼ばれていたことがわかり、あとは係りの人の導くままに指紋・サインの採取と顔写真の撮影をすませる。右隣のドイツ人は 20 分以上、左隣のマレーシア人も 20 分ほどまっているといていたので、その程度のまち時間となるのだろう。

指紋採取等の後、KITAS はいつできるか、また、受け取りにくるときに何を提示したらいいのかをきくと、料金の領収書を提示すればいいこと、また、KITAS の発行のスケジュールについては係りの人にきいてほしいといわれる。

指紋採取室を出て、KITAS 申請受付担当者に KITAS を受け取ることのできる日をきくと、4 日かかるので金曜とのことだった。

以下は、入国管理局内のフードコートで昼飯を食べていたとき、前の席に座っていた入国管理局の職員からきいた話である。オンラインシステムの障害はよくおこっており、問題のあることは承知している。しかし、その改善は簡単にはいかない。プログラムを開発納品した会社が解散したからだ。

これはわたしの憶測だが、FRP secretariat からのビザのオンライン発給依頼の遅れは、このシステム障害と関係しているのかもしれない。

昼食後、バイクタクシーで中央統計局に移動して統計データ収集。

## 6 月 19 日 (金)

**08:30** ジャカルタ中央入国管理局 4 階左手前に座る係りの人に、先週金曜に受け取った領収書を提示し、パスポートと KITAS を受け取る。

入国管理局内のベンチに座り、携帯の Traveloka アプリを起動し、20 日 5 時出発のスラバヤ経由クパン行きのチケットと、クパンで宿泊するホテルのバウチャーを購入する。

## 6 月 22 日 (月)

**08:00** クパンの東ヌサテンガラ州庁の建物内にある **Kaban Kespang** に内務省発行の書類を提出する。10 分ほど **Kaban Kespang** の職員と雑談するうちに、KTPTSP (Kantor Pelayanan Perizinan Terpadu Satu Pintu) 宛の書類を発行してくれる。それをもって、KTPTSP にいくと、州政府あての申請用紙をわたされ、それに必要事項を記入するように指示される。

必要事項を記入した申請用紙と、これまでに取得した全種類の書類のコピーを提出する。すると、①最初に FRP secretariat に提出した英文 **Research Proposal** をコピー屋で表紙をつけて綴ってもらってくるようにいわれる。また、②京都大学が調査に同意していることを示す書類が必要であるといわれる。

これらは、すでに取得している中央省庁発行の調査許可が、形式的にせよ州政府の承認が必要とされることを示しており、同様のことは県レベルでの手続きについてもいえる、と筆者は推測している。だが、十全な理解のためには、別途、州や県レベルでの手続きそのものについての調査を必要とする。

バイクタクシーで、コピー屋にむかい、紙媒体でもっていた **Research Proposal** に表紙をつけてもらう。また、USB メモリに入れて持参していた京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科研究科長名の **Financial Guarantee** と、京都大学大学院アジア・アフリ

カ地域研究研究科東南アジア専攻長名の推薦書の電子ファイルを、コピー屋のパソコンでプリントしてもらおう<sup>10</sup>。

15分程度でこれらの書類を用意し、バイクタクシーでKTPTSPに引き返し、必要とされるすべての書類を提出する。14:00に出来上がるので、受け取りの際に提示する紙片をわたされる。

バイクタクシーで地方警察署(KAPOLDA)にむかう。本館2階の事務室に通され、そこで内務省発行のKAPOLDA宛のSPPをわたし、係りの人がたまたま調査地近くの出身者だったので、地方語で話すうちに、手続きはそれだけで十分といわれる。しかし、SKJのコピーをわたしとともに、SKJのオリジナルの裏側にサインをしてもらい、地方警察の印を押してもらおう。それが数十年前からおこなわれてきた、やり方だったからである。

その間に、KTPTSPからわたしの携帯に2通のSMSが届く。ひとつは受け取りの際に顔写真をもってこること、もうひとつは調査をおこなう郡名がわたしの手書きの文字から判読できないので携帯からSMSで送ってほしいとの依頼だった。地方警察の門口にある受付でイスを借りて、顔写真は受け取りの際に持参することを伝えるとともに、郡名をSMSで送る。

また、地方警察門口わきの受付でイスを借りて、携帯でTravelolaから明日のマウメレ行きの航空券を購入しようとしたが、クレジットカードでは支払いまで進むことができなかった。そこで、ホテルにもどり、パソコンをネットにつないでTravelokaから航空券を購入しようとしたが、やはりクレジットカードでの購入はできなかった。そこで、ホテルのフロントで、出入りの旅行者に航空券の価格をきいてもらう。Travelokaの価格よりも若干安かったので、そこから購入することにきめる。フロントに代金を預けて、旅行者がチケットをもってきたら、代金を支払い、航空券を受け取っておいてくれるようお願いし、昼食に食べに出かける。

昼食後、食堂でしばらく休み、14:00少し前にKTPTSPにむかう。

14:00 窓口が開いたので、紙片とともに顔写真(3×4cm)を2枚わたし、100,000ルピアの書類発行手数料を支払う。すると、顔写真を貼ったわたし宛のオリジナル書類2通(シッカ県用とエンデEnde県用)と領収書をわたされ、書類2通は各4部、領収書は1枚を複写してくるよういわれる。それをもって州庁舎内にあるコピー屋でコピーしてもどると、オリジナルの書類2枚と、シッカ県、エンデ県宛のコピー3部に、係りの人が押印する。そして、コピーした分をホッチキスでとめ、1枚目のそれぞれの県のKaban Kesbang宛の箇所にボールペンでチェックを入れてくれる。

## 6月23日(火)

07:00 マウメレに到着。朝食と水浴の後、シッカ県のKaban Kesbangにむかう。

Kaban Kesbang 長は、はじめて会う人だったので、調査の目的、その意義などを説明する。また、宿泊場所と、わたしの携帯の番号を伝える。その場ですぐに携帯に電話をかけてくれ、何かあったときの緊急用に電話番号を教えてくれる。各郡長あての書類は明朝

---

<sup>10</sup> このコピー屋のパソコンとの接続により、USBメモリがマルウェアに感染したが、問題なく除去できた。

業務開始までに用意するので、とりにくるようにいわれる。

### 6月24日（水）

09:00 Kaban Kesbang を訪問する。書類はできているはずだったが、昨日面接してくれた人は Kaban Kesbang 長ではなかったらしく、Kaban Kesbang 長が一度面談してから書類にサインをしたいとっているという。現在、不在にしているので、11 時ごろに再訪してほしいといわれる。

Kaban Kesbang を出て、ジャカルタでの仕事を補完する資料を入手するためにシッカ県統計局をむかう。

11 時に再訪すると、Kaban Kesbang 長がもどっており、少しまつと、とくに面接することなく、書類にサインがなされ、それをもって Kaban Kesbang のすぐ隣にあるコピー屋で、7 部コピーし、封筒を 7 通買ってくるように指示される。

もどると、それに公印を押して、一通ごとに封筒に宛先を手書きしてくる。

### 6月30日（火）

エンデ県の Kaban Kesbang でも同様の手続きをおこなった。その際、最初に FRP secretariat に提出した英文の Research Proposal の提出を求められ、それをコピー屋で表紙をつけて綴じてくるように指示された。また、調査が終了した場合には、郡役所から調査を終了したことを知らせる、郡長の書類が必要であるともいわれた。シッカ県では、Research Proposal の提出を求められなかったこと、郡長の書類が必要であるともいわれなかったことを伝えた。

### 8月3日（月）

調査の目的がほぼ達成されたので、調査成果をまとめたレポートを書いて JH 氏に送り、KITAS を返却する手続き = EPO (exit permit only) の申請書を FRP secretariat に書いてもらうために、FRP secretariat に提出する推薦書の用意をお願いする。

調査終了よりも、かなり早く推薦書の用意をお願いした理由は、電気が使えず、電波状態が悪い地域で調査をおこなうことが多かったからであり、マウメレ市に滞在した 1 週間のあいだにレポートを書き、上記の依頼をおこなった。

### 8月17日（月）

調査成果をまとめた Tentative Final Report を FRP secretariat に送り、中央ジャカルタ入国管理局宛ての申請書の発行を依頼する。

### 8月21日（金）

FRP secretariat から中央ジャカルタ入国管理局宛ての EPO 申請書がなかなか送られてこないなので、帰国のスケジュールからいって今日中に入手しておくべきと考え、午前中に FRP secretariat に電話をかけて催促させていただく。直後に EPO 申請書がメールで送られてくる。

## 8月24日（月）

中央ジャカルタ入国管理局で EPO の手続きを開始する。本来は、1 週間前から EPO の手続きをおこなうべきとされる。EPO を申請するために早めに準備をしてきたつもりだったが、諸般の事情から、その実現は難しかった。

これらのことを考えると、マウメレの入国管理局で EPO の手続きをした方が時間と労力の節約になったのではないかとふたたび少し後悔したが、それほど大きな違いはなかっただろう。ジャカルタでは中央統計資料を広範に収集することができた。

## 8月28日（金）

帰国のためにジャカルタ発。

ジャカルタ滞在中は、帰国の挨拶のために JH 氏、FRP secretariat を訪問した。調査許可申請が付議される monthly meeting にしばしば出席する RISTEKDIKTI 職員からは、今回の調査で経験した調査許可制度の問題点を文章化した報告を送ってくれるよう依頼を受けた。

\*\*\*\*\*

以上でのべたことが示すように、現状では調査カウンターパートの果たす役割が大きく、調査許可を取得し、調査をおこない、帰国手続きをおこなうすべての段階で密接に連携することが求められる。

今回の調査をおこなうにあたり、JH 氏や FRP secretariat をはじめ、ご協力いただいた方々、および関係諸機関に心から感謝する。